

# 放射能汚染土再利用を許さない 私たちのパブコメ

## 放射能拡散に反対する会

私たちも書きました。  
あなたも「放射能汚染土の再利用はやめてください！」と書いて出しましょう

### ◆内部被ばくの問題：青木 一政

放射能汚染土の再利用はやめてください！「復興再生資材の再生利用」はその全工程で 8000Bq/kg 以下の高濃度に汚染された土壌が、直接大気に曝され重機での掘削、積載、移送、荷下ろし等により、大気中に放射性微小粉塵がまき散らされる可能性があります。施工中だけではなく、工事終了後もクリアランスレベル(放射性汚染物として扱わなくて良い基準)である 100Bq/kg まで減衰するのに 190 年もかかります。その間に集中豪雨、洪水、土砂崩れなどで覆土と共に大量の汚染土が流出する可能性は十分考えられます。流出した汚染土は乾燥により再浮遊、拡散の可能性があります。つまり、施工中から 190 年間にもわたって放射性微小粉塵の発生、再拡散のリスクが続きます。

放射性の微小粉塵(いわゆる PM2.5)は肺の奥の肺胞に長期間沈着し被ばくリスクが高いことは ICRP(国際放射線防護委員会)においても詳細な報告書(pub.66,1994)が出されています。このような微小粉塵の浮遊、拡散を完全に防ぐことは技術的・コスト的に考えても極めて困難です。

微小粒子は大気中を浮遊し広い範囲に渡り拡散します。施工する作業員だけでなく、工事対象区域の妊婦、乳幼児、子ども等を含む住民にも呼吸による吸入被ばくリスクは避けられません。ICRP の内部被ばく換算係数は対象臓器の重量で取り込んだ放射エネルギーを平均化するなど、被ばく量についての大幅な過小評価が指摘されています。このような危険な汚染土再利用は止めるべきです。

### ◆所沢市の住民です：村上 三郎

所沢市の住民です。2 年前、実証事業の説明会が予定地周辺の限定 50 名のみを対象に行われました。私は申し込みましたが拒否されました。説明会では、住民に理解を得るために丁寧に説明していくと述べていましたが、その後 2 年間もたつのに、所沢市民向けの追加の説明会は一切ありません。住民の声を聴かず、国会の審議も抜きに一片の省令で放射能汚染土の再利用を進めることには反対です。

◆事業後の管理の問題：宇野 知佐子

2019年の台風19号では汚染土を詰めたフレコンバッグが大量に流失しましたが、当時の環境大臣は即座に環境への影響はない、と発表しました。激甚災害現場の管理が困難であることは、能登半島地震の報道からもあきらかです。被ばくの危険を犯してまで収拾に当たることになります。内閣府統計局予測から、50年以内の人口減少による自治体の消滅や管理委託企業の存続も危ういものがあります。また、自治体職員の非正規化が勧められている現在、大規模災害に襲われた際に対応できるマンパワーを確保できるとは思えません。放射能の拡散に歯止めをかける事は不可能です。さらに、今でさえ医師不足と医療機関の偏在が問題視されているのですから、被ばくによる疾病への即対応が困難になることが心配です。

◆測定方法が杜撰である：伏屋 弓子

「復興再生利用に係るガイドライン(案)」によれば、「除去土壌」の放射性セシウム測定は再生資材化後に実施するとしており、測定の結果8,000Bq/kg超となった場合、その「除去土壌」は復興再生利用には用いないこととする、としている。しかしそうであれば、当該汚染土は再生資材化前にすでに8,000Bq/kg超であった可能性があり、作業者にそのような濃度の汚染土を扱わせていたことになる。環境省は、福島県内の「除去土壌」については、中間貯蔵施設へ搬入される際に放射能濃度を確認し、8,000Bq/kg以下のものと8,000Bq/kg超のものを分けて保管しているというが、その際の測定方法が非常に杜撰である。すなわちフレコンバックの「表面線量率( $\mu\text{Sv/h}$ )と重量」を測定し、厚生労働省のガイドラインに記載されている「換算式」を用いて「除去土壌」の濃度を計算しているという。しかし本来作業者が生身で扱う土壌の濃度をそのような「おおよその計算」で算出して良いはずはない。そのように大雑把なことをするのは、そのようにしなければ1,400万 $\text{m}^3$ もの膨大な汚染土を処理できないからである。そもそも無謀であり、強引である。作業者あるいは住民にできるだけ健康影響のない施策でなければならず、「除去土壌(放射能汚染土)の再利用」は絶対に行うべきでない。

◆除去土壌の利用に反対：瀬川 嘉之

意見

「除去土壌」と称する放射能で汚染した土を「利用」することはしないでください。

理由

作業者や住民の被ばくを増やすから

#### ◆理解醸成について:和田 央子

環境省が実施する「全国民的な理解醸成」活動は、地域住民ではない若い世代に限定され、一方的な放射能安全教育となっている。省令改正という手続きも、国民との開かれた熟議や国会審議による法改正を踏み越えた独断的な手法と言わざるをえない。このような手続きは、地域を分断し、国への不信を一層深刻にするばかりか、若い世代の離反をも招くことにつながり、抜本的に見直すべきである。

#### ◆セシウム以外の核種の測定について:和田 央子

測定の対象はセシウムに限定されているが、ストロンチウムやプルトニウムなど他の核種の人体への強い影響は一般的に知られており、環境省有識者会議でも議題に上がっている。特に戦略検討会第 15 回(2023 年 10 月 17 日)で石井慶造東北大学大学院名誉教授はストロンチウム 90 の危険性はセシウムよりはるかに高いため測定すべきと勧告しているが、この意見をなぜ取り入れなかったのか。住民や特に子供への影響があると知りながら、目的を遂行するために必要な計測を疎かにするのは悪質というほかない。わずか 10 数サンプリングの測定ではまったく不十分であり、セシウムと同様の測定体制を講じることができないのであれば事業を実施すべきではない。

#### ◆法解釈の問題:大坂 恵里

省令案 58 条の 4 は、「復興再生利用」が放射性物質汚染対処特措法 41 条 1 項の「処分」に含まれるとする。しかし、これは、「処分」と「再生」「利用」「再生利用」を明確に分けて使用している他の環境法令との整合性を欠いた、環境省の恣意的な法解釈に乗っているに過ぎない。放射性物質の拡散につながる除去土壌の「復興再生利用」は行われるべきではない。しかし、もし仮に行うとするならば、最低限、省令ではなく特措法の中で「処分」に復興再生利用を含むことを明示すべきであるし、より望ましくは、放射性物質による環境汚染を体系的に規制する法律を制定して、その新法において行うべきである。

#### ◆分断と対立を避ける:門馬 好春

住民と作業員の放射能被ばくに関する重要な問題を省令改正ではいけない。また全国への放射能拡散は中間貯蔵施設のある福島県・大熊町・双葉町と日本全国のその他の地域との間での対立と分断の発生を強く懸念される。それは大災害発生の都度であり、長く長く続く。

また、道路や農地等に埋めた汚染土は地震等大災害の際は、汚染土は流失する可能性大で、環境省も流失の可能性を認めている。その場合、地域住民と作業員が放射能被ばくを受ける。

先ずは国会の場での十分な審議が不可欠である。

#### ◆汚染土再利用を避ける:門馬 好春

中間貯蔵施設内のすべての汚染土は現在は人が住んでいない離島「2. 3の複数離島含む」に汚染土が流失しない対策を行い、船舶輸送で県外最終処分場とすることが現実的である。

出港は福一原発の港湾を改良工事し使用することで、不必要な汚染土拡大も発生しない。

中間貯蔵施設へのトラック運搬時の事故や放射能漏れ事故が度々発生したことからトラック搬送は避けるべきである。

#### ◆「処分」に再生利用は含まれない:磯野 弥生

意見1（復興）再生利用については、省令ではなく、法律の改正が必要です。したがって、規則 58 条の 2 第 1 項本文括弧書き内の「復興再生利用」、及び規則 58 条の 4、関連告示は削除する。

理由:環境省は、中蔵施設に保管されている除去土壌の再生利用について、特措法 41 条の「処分」の一つの方法であるとしていますが、再生利用及び処分については、「廃棄物処理法」において「分別、保管、収集、運搬、再生、処分等」(第一条)と「再生」と「処理」を区別している。この用語に従い、同法の各条文も組み立てられている。さらに、循環型社会形成推進基本法という、循環社会の形成を目的とし、再使用あるいは再生利用を推進する法においても、再生利用の促進に関し、処分ではなく、適正「処理」の一方法として定めている(同法第 2 条の三)。また、同法では他の条文でも、「利用または処分」としている。このような関連先行法律から、同法 41 条の「処分」には、再生利用は含まれない。

さらに、パブコメの参考資料として出されている「除去土壌の埋立処分基準・再生利用基準の検討について」(環境省環境再生・資源循環局、024 年 10 月 3 日)では、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律※で規定(「中間貯蔵・環境安全事業株式会社(平成 15 年法律第 44

号)」)とし、県外処分のためには、再生利用が重要としているが、前述の通り、処分に再生利用は含まれないので、「必要な措置」については、再生利用ではなく、別途の方法が求められると解するのが適切である

#### ◆条文の問題点:磯野 弥生

意見2 本来省令から削除されるべき条文ではあるが、条文を前提とすれば、下記の点が問題である。

(1)同条第1号口の事業は、国の行う事業に限定すること。

理由:国が責任を持って行うことであり、特措法の趣旨からして、自治体あるいは民間に責任を負わせることは問題である。

(2)二の表示には、「復興再生利用を行う場所」だけでなく、告示で示した濃度の放射性物質が含まれている土壌を利用している』旨を明確にすること。減衰していれば、その都度、それを明確に示す。

理由:流出、飛散への日常的警戒を管理者及び住民が常に意識することが、2次被曝を防止することになる。

(3)ホについて、当初の作業者のみならず、補修工事等が必要な場合には、空間線量のみでなく、直接これらを取り扱わざるを得なくなった場合を配慮した線量であることを明記する必要がある。

理由:一旦利用すれば、以降はなんら事故等が発生せず、その土壌に直接接触することはないということが前提となっているが、災害が多発している中で、オプティミスティックにすぎます。

(4)同条第1項2号の工事の施工、維持管理についての基本的事項について、周辺住民、自治体(都道府県、影響を被る市町村(工事実施地点の自治体のみならず、関係自治体)及び住民の推薦する専門家を入れるべきである。

2025.1.26 現在

放射能拡散に反対する会 連絡先:finnovawatch@gmail.com